○法務省告示第三十号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十三年一月二十一日

法務大臣　江田　五月

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名称　第六回土地家屋調査士特別研修

三　期間　平成二十三年二月十一日から同年四月二日まで

四　内容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○法務省告示第三十一号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年一月二十一日

法務大臣　江田　五月

指定の効力が生ずる日

平成二十三年二月七日

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局つくば出張所及び古河出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が静岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の静岡地方法務局浜松支局及び磐田出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が新潟地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の新潟地方法務局及び新発田支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が鹿児島地方法務局鹿屋支局及び南さつま出張所

平成二十三年二月七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が山形地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山形地方法務局新庄支局及び村山出張所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が大津地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大津地方法務局甲賀支局

平成二十三年二月二十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が長崎地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の長崎地方法務局五島支局、平戸支局及び対馬支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が鹿児島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鹿児島地方法務局及び南さつま出張所

平成二十三年二月七日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が札幌法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の札幌法務局室蘭支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が函館地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の函館地方法務局江差支局、寿都出張所

平成二十三年二月二十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務が徳島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の徳島地方法務局阿南支局及び美馬支局

附　則

この告示は、平成二十三年一月二十一日から施行する。

平成二十三年二月七日

○厚生労働省告示第十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第百二十四号を第百二十五号とし、第十一号から第百二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二（一H）―オン（別名アザシチジン）及びその製剤

○厚生労働省告示第十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第八号中(896)を(903)とし、(874)から(895)までを(881)から(902)までとし、(873)を(879)とし、その次に次のように加える。

(880)　レパグリニド

第八号中(872)を(878)とし、(814)から(871)までを(820)から(877)までとし、(813)を(818)とし、その次に次のように加える。

(819)　メマンチン